

建築物ねずみ昆虫等防除業（7号）

建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業

必要書類（各2部）一部はコピーでよい（松山市で保管用）

登録手数料……35,000円（県証紙）

登録申請書〔様式第1号〕

申請は事業主（本社又は代表権者のいる営業所）が行うこと。
登録は商業登記の有無に係わらず、営業所ごとにできる。
代表者の住所も記入すること。

設備・機器名簿〔様式第2号〕（例あり）

照明器具、調査用トラップ、実体顕微鏡、毒じ皿、毒じ箱、
捕そ器、噴霧機、散粉機、真空掃除機、防毒マスク、消火器
一台で多種機能を有する場合は、「〇〇計の機能も有する」と記入。
機種や形式が異なる場合は別々に記入。数量は保管している数を記入。

監督者等名簿〔様式第3号〕（例あり）

一人の監督者が他の事業登録や複数の営業所の兼務は認められない。

研修実施状況〔様式第4号〕（例あり）

1. 「防除機器の種類と使用方法」
2. 「薬剤の種類と使用方法」
3. 「防除作業の安全と衛生」

様式第5-1号の作業班全員が研修を受けること。
対象者と参加者数は同じにすること。
パートやアルバイトの職員は（）内に区別して記入

上記の「研修項目」と実施時間を記入。研修は数日に分けて実施してもよい。

新規登録は、過去1年間の実績及び今後1年間の計画の2部を作成

再登録は、過去6年間の実績及び今後1年間の計画の2部を作成

作業実施方法〔様式第5-1、5-2号〕

1. 「作業工程」（事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。）
2. 「使用する薬剤の種類」
3. 「薬剤の保管方法」
4. 「機械器具等の点検の方法」
5. 「保管庫の管理責任者の氏名」
6. 「作業報告作成の手順」

①「項目名」とその詳細な内容を記入。
（別紙添付も可）
②機械器具は、様式第2号の全てを記入。

上記の「項目名」とその詳細な内容を記入（別紙添付も可）機械器具は、様式第2号の全てを記入。

『清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に係る基準（平成14年3月26日 厚生労働省告示第117号）を遵守します。』の一文を最後に記入すること！（内容は添付資料を参考）

委託がない場合は、「なし」と記入。緊急連絡体制は会社や担当者を図式化し、電話番号を記入。

機械器具の写真

様式第2号の全てを撮影し、器具の名称を記入。

機種が異なる場合は個別に、同機種の場合は1個又は一括して撮影。

保管庫の概要（例あり）

周辺の地図、保管庫と営業所の関係図、構造及び器具の配置図（裏面の条件を満たすこと。）

図面の施錠箇所を矢印で「施錠あり」と記入すること。

監督者に関する書類

防除作業監督者講習会修了証書の写し

修了証書は講習後6年以内、又は再講習後6年以内のもの。

原本は営業所に保管しておくこと。

社名、代表者等が確認できる書類

現在事項全部証明

<研修の基準>

- ① 従事者のすべてが受講できるものであること。
- ② 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣が指定する者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ③ その内容が業務の安全及び衛生に関するものであること。
- ④ その指導に当たるものが、③の指導するのに適当と認められる者であること。

指導者：防除作業監督者、建築物環境衛生管理技術者、その他研修の科目の内容について十分な知識、技能を有する者

頻 度：作業に従事する者全員が原則年 1 回以上受けられること。
(一斉に実施するものでなくてもよい。)

<保管庫の基準>

防除の対象となる「人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物」とは、ねずみや、ゴキブリ、ハエ、カ、ノミ、シラミ、ダニ等のいわゆる衛生害虫のように病原微生物を媒介する動物をいい、シロアリ等のような建築物の構造部に食害を及ぼす動物は該当しない。

機械器具及び防除作業に用いる薬剤の専用の保管庫とは、基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。

- ① 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。
- ② 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ③ 引火事故の起こりにくい構造となっていること。
- ④ 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。
- ⑤ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が、保管庫となっている場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- ⑥ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。

原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数が極めて多く、その都度機械器具の積み下ろしが煩雑な場合は、次の要件を満たしている場合には認められる。

- ① 上記の①～④を満たしていること。
- ② 自動車は防除作業専用であって、他の用途に用いないこと。
- ③ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- ④ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。
- ⑤ 薬剤については、別途専用の保管庫において保管すること。

〈ねずみ等の防除作業及び機械器具その他の設備の維持管理基準〉

- 一 ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。
- 二 食料を取扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、二月以内ごとに一回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。
- 三 防蚤防虫網その他の防蚤防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行うほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。
- 四 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業者並びに建築物の利用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- 五 ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- 六 ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理すること。
- 七 ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が一から六までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- 八 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。